

「岩手県国土強靱化地域計画」(素案)に関する御意見・御提言への対応(案)

【意見件数:22件】

※表中の略称に対応する会議等は以下のとおり。

「パブコメ」:岩手県国土強靱化地域計画(仮称)素案についての意見募集(パブリック・コメント)(平成27年11月20日実施)で出された御意見[7件]

「地域説明会」:地域住民、市町村職員等を対象とした地域説明会で出された御意見[2件]
平成27年12月11日開催(久慈:41名)、平成27年12月14日開催(釜石:40名)、
平成27年12月16日開催(盛岡:61名)、平成27年12月17日開催(奥州:91名)

「総計審」:第73回岩手県総合計画審議会(平成27年11月20日開催)で出された御意見[4件]

「検討会議委員等」:「岩手県国土強靱化地域計画検討会議」委員・オブザーバー等から寄せられた御意見[4件]

「市町村」:市町村から寄せられた御意見[5件]

項目	御意見・御提言	岩手県国土強靱化地域計画における県の対応(案)	反映状況	
1	想定するリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・十和田、岩手山、秋田駒ヶ岳における破局噴火と、大火砕流、山体崩壊によって、岩手県庁舎及び主要幹部職員が被災し、かつ、広大な内陸地域が焦土と化したケースへの対応が存在しない。「いかなる大規模自然災害が発生しようとも」と明記している以上は、いわゆる「想定外」、「まさか」は許されない。もっと最悪のケースを想定すべき。【パブコメ】 	<ul style="list-style-type: none"> ・当地域計画で対象としている自然災害は、県内で発生しうる大規模自然災害として、地震、津波、火山噴火、風水害・土砂災害、雪害等とし、過去に大きな被害をもたらした規模を想定しています。 ・御意見いただきました火山噴火に関しましては、岩手山、秋田駒ヶ岳等で、過去に大きな被害をもたらしたクラスとして考えられる、山体崩壊や水蒸気爆発(水蒸気噴火)による火砕流、土石流等を対象とし、火山ハザードマップによる予測を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を設定し、脆弱性評価結果及び評価結果に基づく対応方策等を当地域計画に盛り込みました。(「地域計画」(案)P5「対象とする自然災害」参照) ・御提言については、国における火山防災対策の検討内容も踏まえ、整合を図るよう今後検討していきます。 	C(趣旨同一)
2		<ul style="list-style-type: none"> ・対象としている自然災害である「地震」「津波」の「想定する過去の主な災害」に、東日本大震災津波時の被害状況が記載され、「停電:76万戸」と記載されている。県の「復興基本計画」をはじめ、様々な公表資料で「岩手県災害対策本部調べ」として「停電:76万戸」と記載していることから、当計画でも同様の数字を使用したと思われるが、東北電力の正式な公表値は「停電:81万戸(809,471戸)」である。76万戸をそのまま使用するのであれば、その理由、根拠を記載いただきたい。【検討会議委員等】 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の公表値「76万戸」は、平成23年3月11日における推計値として東北電力(株)から確認していたものであり、以降その数値を最大値として公表していたものです。 ・御意見をいただき、改めて東日本大震災津波に伴う停電戸数を東北電力(株)に確認したところ、御指摘のとおり最大時の停電戸数は「809,471戸」とのことでしたので、当地域計画においては、「81万戸」と修正いたしました。(「地域計画」(案)P5「対象とする自然災害」参照) 	A(全部反映)
3		<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災時に人材が多く失われ、機能不全に陥ってしまった経験を踏まえ、災害時の人材不足に対応するため、県職員OB・OGから、定年後数年間は、大災害時に支援をいただける仕組みなどが必要ではないか。 ・また、県職員OB会との協定や、一般の民間会社を退職した専門的な知識を持った方々についての情報共有などの仕組みも必要ではないか。【総計審】 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、県職員OBを含む技術者が「農地・農業用施設災害復旧支援隊(NSS)」を組織し、農地・農業用施設の被災時に初期対応を行うといった体制を構築している例があります。(「地域計画」(案)P28「災害時連携体制整備」参照。詳細は資料編P63参照) ・御意見を踏まえ、災害発生時に、県職員OBなどをどのように活用すべきなのか、今後研究を進めていきます。 	D(参考)
4		<ul style="list-style-type: none"> ・「支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築」において、非常物資の備蓄を行う「広域防災拠点」箇所数の記載はされているが、「後方支援防災拠点」に係る記載もするべきではないか。【市町村】 	<ul style="list-style-type: none"> ・当地域計画においては、盛岡・花巻地域に配置する1つの「広域支援拠点」と、二戸地域、葛巻地域、北上地域、遠野地域に配置する4つの「後方支援拠点」を併せて「広域防災拠点」と表しています。(「地域計画」(案)P37,38「③支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築○非常物資の備蓄体制の強化」参照) 	C(趣旨同一)
5	行政機能・情報通信分野	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報通信利用環境の整備」において、「通信事業者との連携」を記載しているが、関連して、災害等により当該避難所エリアの携帯電話基地局等が停電、エントランス回線の切断などにより機能しなくなった場合に、移動携帯基地局(車両)などを配備するなどの対応の際に当該エリアの通信量などの把握に役立つため、県が把握している、各自治体の避難所の位置、想定規模などの情報を、電気通信事業者と共有することが可能なか教えていただきたい。【検討会議委員等】 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所(施設名、所在地、収容可能人員等)の情報については、各市町村において公開しているほか、県においてもホームページにおいて公開する予定としておりますので、電気通信事業者等の関係者に広く御活用いただきたいと考えております。 	F(その他)
6		<ul style="list-style-type: none"> ・農村だから災害に弱いとか、都市だから災害に強いということはない。昔からある古いコミュニティの方が防災に強い面があり、特に危険なのは比較的最近できた住宅地等で、昔の地名も分からずに住んでいる人たち。罹災歴について、地域で子供たちにしっかり教育することが一番の防災だと思うので、教育面の充実を是非お願いしたい。【総計審】 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、「いわての復興教育」の3つの教育的価値(【いきる】【かかわる】【そなえる】)のうち、特に、様々な自然災害等に【そなえる】教育活動(防災教育)の充実を図る必要があると認識しています。 ・御意見を踏まえ、自然災害等に備え、学校・家庭・地域等とより一層連携した、実践的な防災教育の取組を盛り込みました。(「地域計画」(案)P27「実践的な防災教育(【そなえる】)を中核とした「いわての復興教育」の推進」参照。詳細は資料編P149参照) 	A(全部反映)

項目	御意見・御提言	岩手県国土強靱化地域計画における県の対応(案)	反映状況
7 住宅・都市分野	<p>・「住宅の耐震化」に関し、下記理由から、脆弱性評価に「あわせて、住宅の耐震化を促進するため、耐震化する場合のメリットの周知を図る必要がある(耐震改修促進税制の適用、地震保険の保険料への割引適用(最大50%割引)など)」を挿入、 重点施策及び対応方針に「あわせて、住宅の耐震化を促進するため、耐震化する場合のメリットの周知を図る(耐震改修促進税制の適用、地震保険の保険料への割引適用(最大50%割引)など)」を挿入してはどうか。</p> <p>(理由) ・地震保険における「建物の免震・耐震性能に応じた割引制度」を利用すると免震・耐震性能に応じて地震保険料が最大50%割引される。このことが、住宅の耐震化から得られるメリットのひとつでもある。 ・免震・耐震性能と地震保険による経済的備えとがあいまって、地震等の災害の前後における住宅所有者の負担の軽減につながる。 ・岩手県地域防災計画の震災対策編第2章災害予防計画(2-2-13)において「地震保険の加入促進」が謳われている。【パブコム】</p>	<p>・御指摘のとおり、耐震化の必要性や支援制度について周知を図ることが重要なものと認識しています。 (「地域計画」(案)P28「住宅・大規模建築物の耐震化」参照。詳細は資料編P7参照) ・御意見いただきました耐震化に関する支援制度等を含め、市町村と連携しながら、建築物所有者への周知を進めていきます。</p>	C(趣旨同一)
8	<p>・「地域コミュニティの強化」に関し、地域で様々な取組を行っていくとすると、自治会や町内会メンバーに強制的にお願いするような形になってしまうので、そうならないように考慮した仕組みづくりを検討していただきたい。【総計審】</p>	<p>・地域コミュニティ活動の活性化のためには、住民一人ひとりが主体的に参画し、住民、地域づくり団体等、県や市町村などの多様な主体が適切な役割分担を行いながら、協働で地域活動に取り組むことが必要であると考えられます。 ・このことから、当地域計画では、地域づくり関連のフォーラム・セミナー等の開催により、地域コミュニティ活動に対する意識の普及啓発や、助成制度を有効活用した地域の課題解決に向けた取組支援を盛り込んでおります。 (「地域計画」(案)P42,43「④地域コミュニティの強化」参照)</p>	C(趣旨同一)
9 保健医療・福祉分野	<p>・「要支援者への支援」中の「福祉避難所等における福祉的支援」の施策で掲げるKPIの「災害派遣福祉チーム数」について、平成28年度に50チームを目標としているが、この目標達成のためには、県からの一層の取組支援が必要であり、予算の継続確保等、目標達成に係る諸課題について、県・社会福祉協議会双方で共通認識の基に、取り組んでいくようお願いする。【検討会議委員等】</p>	<p>・災害派遣福祉チームの設置・運営については、派遣主体である「岩手県災害福祉広域支援推進機構(平成25年9月設置)」事務局の県社会福祉協議会と県(本部長:知事)が連携し、関係機関の協力を得ながら、取り組んできたところです。 ・今後も、当地域計画に盛り込んだ取組を進めるため、御意見も踏まえ、県において予算確保に努めるとともに、研修によるチーム員の養成などの取組の具体化にあたっては、関係者で十分に協議しながら取り組みます。 (「地域計画」(案)P45「⑤要配慮者等への支援○福祉避難所等における福祉的支援」参照)</p>	C(趣旨同一)
10	<p>・計画内に「要支援者」の言葉が繰り返し使われている。これは介護保険法で定義されている「要支援者」のことであると思慮されるが、災害発生等に関係する部分で「要支援者」の言葉が使われているため、災害対策基本法に定義される「要配慮者」または「避難行動要支援者」の言葉を使った方がよいのではないかと。岩手県地域防災計画においても「要配慮者」または「避難行動要支援者」の言葉を使っているため、混乱を招く恐れがあることから用語を統一した方がよいと思慮する。【市町村】</p>	<p>・当地域計画(素案)においては、支援を必要とする方を広く対象とした「要支援者」という用語を用いておりましたが、御指摘の通り、当地域計画の対象者は災害発生等に起因することを鑑み、災害対策基本法に定義される「要配慮者」に表記を改めました。 (「地域計画」(案)P45「⑤要配慮者等への支援」参照)</p>	A(全部反映)
11 産業分野	<p>・「農林水産業の生産基盤・経営の強化」中の、「関係団体との連携による農地の利用調整、担い手への農地集積」において、「農業委員会と農地中間管理機構との連携による・・・」と記載があるが、市町村の農政担当部署との繋がりも重要かつ大きいと思われる。 農地の利用調整のみであれば、上記表現でも可かもしれないが、担い手への農地集積となり、利用調整と一体となるのであれば、市町村農政担当部署の関わりが必要不可欠と思われるので、表記について、一考願いたい。【市町村】</p>	<p>・御意見を踏まえ、「関係団体との連携による農地の利用調整、担い手への農地集積」における取組の連携先に、市町村を加えるよう修正しました。 (「地域計画」(案)P48「⑤農林水産業の生産基盤・経営の強化○関係団体との連携による農地の利用調整、担い手への農地集積」参照)</p>	A(全部反映)
12	<p>・自然災害を念頭においているが、KPIに設定されている「林業技能者数の増加」などは、どうして設定されたのかが理解出来ない。【地域説明会】</p>	<p>・災害が発生した際に、その対応や復旧・復興において大きな役割を担う人材を地域にとどめる必要があることから、当地域計画においては、平時から取り組む考え方も踏まえ、第一次産業従事者や建設業従事者の確保等について盛り込んだところです。 (「地域計画」(案)P47「③農林水産業の担い手の確保」、P48「④建設業の担い手の育成・確保」参照)</p>	F(その他)

	項目	御意見・御提言	岩手県国土強靱化地域計画における県の対応(案)	反映状況
13	国土保 全・交通 分野	<p>・「津波防災施設の整備等」中の、「津波防災施設の整備」において、「防潮堤等」と記載している箇所を、「防波堤及び防潮堤等」とすべきではないか。</p> <p>久慈港においては、湾口防波堤の整備が防潮堤機能を発揮するための前提となっていることから、特に、その整備促進が欠かせないものとなっている。【市町村】</p>	<p>・御指摘のとおり、人命と暮らしを守る安全で安心な防災のまちづくりを進めるためには、湾口防波堤の整備は必要不可欠なものと認識しています。</p> <p>・御意見を踏まえ、「津波防災施設の整備」の取組内容に、湾口防波堤の整備も明記するよう修正しました。</p> <p>(「地域計画」(案)P50「②津波防災施設の整備等○津波防災施設の整備」参照)</p>	A(全部反映)
14		<p>・「港湾・漁港における避難対策」に、「津波避難タワーの整備」についても追加すべきではないか。</p> <p>久慈港においては、周辺に高さのある建物が無く、背後地の高台へも相当な距離があることから、津波発生時の避難が極めて危険な状況にある。【市町村】</p>	<p>・港湾利用者の避難対策推進のため、地元市町村の避難計画に準じて、港湾就労者や交流施設利用者を安全な高台へ誘導する施設及び避難看板等の設置を進めることとしております。</p> <p>(「地域計画」(案)P32「港湾・漁港における避難対策」参照。詳細は資料編P165,166参照)</p> <p>・御意見いただきました津波避難タワーの整備については、今後、地元市町村の避難計画や、港湾利用者の御意見等を伺い、他県の取組例も参考にしながら、研究していきます。</p>	D(参考)
15		<p>・「河川改修等の治水対策」において、異常気象による水害リスクに対処し、土地利用状況に即した減災対策や洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、より詳細で高精度の地図データに基づく洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成について明記すべき。【パブコメ】</p>	<p>・洪水ハザードマップや内水ハザードマップについては、市町村と十分に連携を図りながら、早期作成に向けた取組を進めることとしております。</p> <p>(「地域計画」(案)P32「河川改修等の治水対策」参照。詳細は資料編P166参照)</p> <p>・御意見いただきました、より詳細で高精度の地図データの利活用についても、市町村と連携を図り、国や他県等の活用事例を参考にしながら、今後研究していきます。</p>	D(参考)
16		<p>・「道路施設の老朽化対策」におけるインフラ対策として、交通インフラの点検・診断・補修を平時より徹底することで、トータルコストの縮減・平準化を図りつつ、発災時のインフラ損傷による応急復旧事業への障害を回避する旨を明記すべき。</p> <p>・インフラ用ロボットの積極的導入についても明記すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>・老朽化したインフラの維持管理・更新は、平時・災害時を通じた喫緊の課題であり、先進的なロボット技術の導入により効率化・省力化に留意しつつ推進されるべき。【パブコメ】</p>	<p>・道路施設の老朽化対策については、御指摘のとおり、橋梁等を中心に、個別施設計画に基づく点検・診断・補修を、平時から計画的に行い、予防保全型の維持管理に取り組むこととしております。</p> <p>(「地域計画」(案)P32「道路施設等の老朽化対策」参照。詳細は資料編P168参照)</p> <p>・御意見いただきました、先進的なロボット技術の導入については、国や他県等の活用事例を参考にしながら、今後研究していきます。</p>	D(参考)
17	<p>・「地籍調査の実施」の目標指標である「地籍調査進捗率」について、下記理由から、より高い目標値を設定し、進捗管理を徹底する必要があるのではないかと。</p> <p>(理由)</p> <p>・岩手県の地籍調査進捗率は全国的には高い水準にあるが、盛岡市等の都市部ではいまだに5割程度にとどまっている。</p> <p>・東日本大震災津波時に、地籍調査を実施済みの地域では、復旧・復興が迅速化され、地籍調査の効果が改めて確認された。</p> <p>・一方、未実施地域では、今後の被災時に、迅速な復旧・復興への支障が懸念される。</p> <p>・そこで、未実施地域の削減と早期解消に向け、より高い目標値を設定し進捗管理を徹底する必要がある。</p> <p>・本年7月に(一社)岩手県測量設計業協会から要望したとおり、平時より県内業者への積極的な発注拡大と担い手の確保に一層の御理解を賜り、災害時には協会メンバーが遺憾なく応急復旧に従事できるよう御高配願う。【パブコメ】</p>	<p>・地籍調査には、災害からの迅速な復旧・復興、公共事業の工期短縮、土地取引の円滑化など、様々な効果があり、本県では計画的に調査を推進することとしております。</p> <p>・一方、調査を進める上で、予算の確保や実施主体である市町村の調査体制の整備などが課題となっており、「地籍調査進捗率」の目標値(86.0%(H32))は、これらも勘案した上で設定したところです。</p> <p>(「地域計画」(案)P33「地籍調査の実施」参照。詳細は資料編P170参照)</p> <p>・今後は、目標の達成に向けて、地籍調査の着実な推進に努めるとともに、土地区画整理事業などの測量成果が地籍調査と同等に扱われる国の制度も活用しながら、地籍の整備を一層進めていきます。</p> <p>・県内業者への積極的な発注拡大と担い手の確保については、条件付き一般競争入札において入札参加者の地域要件を設定することとし、応札可能と見込まれる県内業者(県内に本店を有する者)が10者以上の場合は、県内業者へ発注するなどの取組を進めてきたところですが、引き続き関係団体等の御意見を踏まえながら検討を進めていきます。</p>	D(参考)	

項目	御意見・御提言	岩手県国土強靱化地域計画における県の対応(案)	反映状況
18	リスクコミュニケーション分野 <ul style="list-style-type: none"> ・対応方策(資料編)における「ハザードマップによる災害危険箇所等の周知」に関し、若年層から高齢者層まで様々な年齢層からなる地域住民が防災・減災対策を講じるに当たって、各種ハザードマップの内容を正しく認識・理解することが極めて重要であると考えられることから、理解促進を図るための学習ツールを紹介することも必要と考えられる。 下記のような文言を挿入してはどうか。 「作成されたハザードマップについては、地域住民が一層利用しやすくするために、例えば民間で作成されている学習ツールも紹介していく。 ＜民間の学習ツールの例＞ ・一般社団法人日本損害保険協会「動画で学ぼう！ハザードマップ」 http://www.sonpo.or.jp/protection/bousai/hm/index.html ＜若年層がハザードマップを我が事として捉えていただくための学習ツール＞ ・一般社団法人日本損害保険協会「ぼうさい探検隊マップコンクール」 http://www.sonpo.or.jp/protection/bousai/ 【パブコメ】 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の円滑かつ迅速な避難や被害の軽減を図るためには、ハザードマップの作成だけでなく、今後取組を進めていくに当たっては、地域住民への周知も重要と認識しているところであり、御提言の内容を参考にさせていただきながら、関係機関と連携し、有効な周知に取り組んでいきます。 	C(趣旨同一)
19	老朽化対策分野 <ul style="list-style-type: none"> ・昨今、インフラ施設の維持管理について、橋梁の安全不備やトンネル事故などが発生している。当計画においても、維持管理は大きな視点であり、計画に記載されているが、インフラ設備の維持管理、点検部分の強化をお願いしたい。【地域説明会】 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の管理については、老朽化に対応した更新や長寿命化の取組に関し、全体に係る指針として、「公共施設等総合管理計画」を今年度に策定することとし、その計画の下に、個別施設ごとに維持管理計画を平成32年度までに策定することとしており、その取組全体を、当地域計画における重点施策に盛り込みました。 (「地域計画」(案)P56「①公共施設等の総合的・計画的な管理の推進」参照) 	C(趣旨同一)
20	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・下記理由から、災害現場の状況把握や人の立入りが危険な箇所での点検・診断・補修業務のため、小型無人機(ドローン)等の「次世代社会インフラ用ロボット技術」の実用化について明記すべき。 (理由) ・平成26年8月の広島土砂災害、9月の御嶽山噴火災害において、小型無人機(ドローン)による3D画像データが災害対策上有効であったとの報道があるところ。 ・国の国土強靱化アクションプラン2015(平成27年6月)において、インフラ用ロボットの活用や導入の促進が指摘されている。 ・国交省では航空法を改正し(12月10日施行)、また、技術的にも実用段階に達しつつあり、岩手県の地域強靱化計画でその活用を明記すべき。【パブコメ】 	<ul style="list-style-type: none"> ・御提言いただきました、災害現場や危険箇所等での小型無人機等の活用については、国、他県等の事例も参考にしながら、今後検討していきます。 	D(参考)
21	<ul style="list-style-type: none"> ・「第7章 計画の推進と進捗管理」の記載内容が薄い。市町村や住民、民間企業等を含めた取組の推進についての記載を追記してはどうか。【検討会議委員等】 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、当地域計画の内容を県民、企業、NPO、市町村等に広く周知し、理解を深め、共に支え合いながら、総力を結集していく「地域経営」の考え方のもと、県民総参加で取組を進めていくことを盛り込みました。 (「地域計画」(案)P57「第7章 計画の推進と進捗管理」参照) 	A(全部反映)
22	計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・強靱化の取組は、県だけで出来ることではなく、市町村との連携が必要。市町村とどういった連携のもとに、当計画を進めていくのか。【総計審】 	<ul style="list-style-type: none"> ・当地域計画の内容を市町村等に広く周知し、理解を深め、共に支え合いながら、総力を結集していく「地域経営」の考え方のもと、県民総参加で取組を進めていくことを盛り込みました。 (「地域計画」(案)P57「第7章 計画の推進と進捗管理」参照) ・当地域計画の策定に当たり、市町村からも御意見を伺い、取りまとめたところですが、個々の取組を実施するに当たっては、御指摘のとおり、市町村等の関係者と十分に連携協力を図って進めていきます。 	C(趣旨同一)

決定への反映状況	件数
A(全部反映)	6
B(一部反映)	0
C(趣旨同一)	8
D(参考)	6
E(対応困難)	0
F(その他:質問への回答等)	2
合計	22